

經濟論叢

第六十一卷 第四號

ユスツス・メエゼル 出口 勇 藏

國有鐵道の經濟的基礎 島 恭 彦

ソヴェト同盟の貨銀 木 原 正 雄

京 都 大 學 經 濟 學 會

「事物が眺められる観點に一切の問題はかかつている。だからフイヂアスがたくみをこらして刻み、高い祭壇に安置することになつていたミネルヴァの像に、アテナイびとが近よつて、敬虔な氣持にふさわしく離れ眺がつてではなしに、それをながめた時、フイヂアスは彼等から投石されるというあぶない目に遭つたのだ。」

(ユスツス・メエゼル)

問題を提示するための序論

わたくしはこれから時おり歴史學派の思想に對する研究を發表することになるであらう。それらの研究が何を
目指しておこなわれるかといふことはそれら自體について了解されるべきものである。けれども、一般に經濟學
においての歴史學派、一層廣くいつて社會科學における歴史主義というものが、そもそもどんな觀點から經濟現象
なり社會現象なりを觀察しようとするものであるのが、思想上のその觀點の意義は何をめぐつて見さだめらる
べきものであるのか、どこにむかつてそれに對する批判はおこなわるべきものなのか、など、このような事態に
ついて、前もつてある程度の了解を讀者にもとめておくことが、必要であるようにわたくしには思えるのである。

われわれはいまわれわれの過去を志却の淵に投げこんで、一切を再出發の線に配置しようとする身がまえてゐる。あるいはまた過去についてきびしい批判をおこなつて、過去の清算に苦心してゐる。そうして未來への展望を大なり小なりの規模において懐きつつわが國の再建への大きな歩みにいで立とうとしてゐる。思想的にいえば、わが國の社會は今やはじめて啓蒙時代に入つたといわれてよいである。近代の自然主義的な考え方が支配的であらうとするのも當然であり、その思想に據つて自由な思索をおこない、新しい社會の建設に勇往勵進することのできることを深くよるこびたい。しかしながらわれわれはその際、自然主義に對立して生じたという來歴を有つてゐる歴史主義について、反省を加えることもまた、同様に必要ではないかと思ふのである。わが國の社會がいま啓蒙時代に相應するいくたの特色を課題としてもつてゐるとしても、だからといつて啓蒙時代の思想の再現こそがのぞましいと考ふるひとはあるまい。むしろ現代に生きるわれわれには現代的な情況において啓蒙時代に相應するわれわれの課題にこたえなくてはならないのである。そうしてその場合に、自然主義の對立物として生じた歴史主義およびその後の思潮の變遷が深くかえりみられて、現代において強調されるべき自然主義思想のわれわれの社會の將來に對してもちうる意味が現代的な形で明かにされているのでなくてはならないと思ふ。

しかしながら、われわれはいま生活の全體にわたる困苦のために、思索する心の幅と奥行とを失つてゐることを認めなくてはならぬ。神經は大なり小なり粗野になつていて、さしせまつて來る課題に急激にヒステリックにこたえることだけが精一杯であつて、幅と奥行とをもつた思索の底から課題に對處することができにくいようになつてゐる。だからいま卒然と歴史主義について語らうとすれば、すぐに自然主義に對抗するもの、課題の進歩的な解決をさまたげるものとして、嫌惡の情をこめて反撥される傾きが濃いと思わざるをえない。だから歴史主

義についてその問題の在り方を、自然主義と比較しながら、概括的に物語つておくことが、誤解を避ける意味から、のぞましいことになるのである。

自然主義あるいは近世の自然法的な考え方は次の點に特色をもつてゐる。それは永久の自然のロゴスを求めており、自然で必然的な秩序の認識がその究極の目的である。それはまず人間について考へ、理性人、ホモ・サピエンスを人間のモデルとして、人間が主知主義的な自己認識に達するならば、人間は理性的に陶冶せられ、人間の自然性はその理想的な在り方に他ならないことがさとられるとする。人間の使命はその自然性すなわち理想性を残るくまなく發揮することにある。この場合、人間はその理智的ないしは同型的な個人としてまず考えられるとともに、理智によつて無智のくらやみから解放されて合理的な明るい地平を切り開いてゆくものとして、あるがままの人間が未來に到達しうべき人間の理念と結びつけられ、人間の現在性が未來性と直接に一致しているものとして、考えられているのである。次にこの考え方は、この人間がその本質を最もよく展開することのできる社會はどのようなものであるかを構想する。自然において法則的な秩序があるように、社會にも秩序が——自然秩序があつて、個人の自由な活動によつてその秩序は創造され維持される。その秩序は不動であり恒常的であり、従つて超歴史のないし無歴史的存在である。だからこの自然秩序に理論がとどまるかぎり、實證的な社會現象との結びつきはすぐには現れてこない。それが現れるのは歴史と無關係な自然秩序が歴史的な起の系列の内にいわば落ちこむことによつてである。社會の實證的な秩序あるひは無秩序と自然秩序とが比べられ、後者が社會の本質を完全に實現しており、前者はその實現への道すがら、非理性的、非合理的な要素のおさへがたい跳梁のためにいまだに不完全の域を脱しえていないものと考えられる。この意味で現實の社會はつねに批

判にさらされるのである。第三に、歴史的生起の系列の中に落ちこむ自然秩序はまた、この系列全體の統一的なとらえ方を可能にする原理ともなるであろう。歴史的な生起のおのおのは大なり小なり自然秩序を不完全にしか現わさぬにしても、その不完全さの程度は時とともに變化するのであつて、自然秩序からの距離はようやく縮まつてゆく。そうしてその距離が縮まつてゆく過程が歴史なのである。進歩の理念はかくして生ずるであらう。

以上のやうな自然主義的な考え方は、近代ブルジョアジイの思想的武器となることによつて、社會科學の成立に對して決定的な重要性をもちえたことは、明らかである。人間や社會や歴史を、自然の基礎の上に築き上げることのできたことは、この考え方の偉大な功績である。しかしながら自然主義が人間や社會や歴史をば一面的に解し、それらの本質について重大な見おとしをしていたということもまた、同様に強く主張されなければならぬ。ここに歴史主義の考え方が生ずべき理由があつたのである。しからばそれは何故に、またいかにしてであつたのであるか。

自然主義は人間を主知主義的に同じ型のものでして、圖式としてとらえるのであるが、現實の人間はこの人間像が抽象的なものであることを物語るのである。生活の全面に互つて人間の在り様を反省すれば、人間はいわゆる「全體人」としてつねに行動しているのであつて、自然主義のホモ・サピエンスはこの全體人の一面的抽象的な把握としてのみ部分的な眞理を蔵しているにすぎない。その限りにおいて、この人間から具體的な人間の在り様に達しうる道はない。そうしてこの抽象性は社會觀や歴史觀にも必然的に同様の抽象性をもたらさざるをえないであらう。圖式的な個人が自由に相集まる自然秩序の社會とは結局架空な社會であつて、われわれが日々生きている社會の生きた姿をつかみえないし、歴史に無縁な基準から歴史的な生起がなめられても、それは眞相を物語る

はずはない。社會も歴史も更に豊富な内容をもち複雑な紆餘曲節をえがいて日々動いてゆくであろう。自然主義へのこのやうな不満から、人間や社會や歴史を通じて別の考え方が現れた。そうしてその際注目すべきことは、思想史の辯證法に従つていたといふべきでもあらうか、新しい考え方は自然主義において無視されるか正當な取扱ひをうけなかつたやうな契機をば逆に強調することによつて、一つの考え方として或立したのである。之を歴史主義と名づける。

歴史主義の特色と考えられるものを概括的に示めせば、次のようになるであらう。

第一。歴史主義は人間を知性がそこにやどる人間性の全體的な場所において考えようとする。そうして自然主義の對立からして、それとは逆に、情意をば知性よりも重要な契機として描きだすのである。その場合に注目すべきことは、まず、自然主義があるがままの人間と、あるべき人間と、現在の人間と未來の人間と、存在と當爲とを、すぐに結びつけて考へてゐたに對して、あるがままの人間とあつた人間と、現在の人間と過去の人間と、存在と既往とをすぐに結びつける傾向をもつ、といふことである。人間の本性が未來を開拓するものとしてではなく、むしろ過去になづみ歴史から教示を受けとるものとしてとらえられるのである。次に注目されるべきは、人間が本來的に集團に屬しており、個人はそれからの超越が逸脱かにおいてのみ自律的存在であると考へられることである。理性の宿る場所として人間性が考へられたやうに、その人間性は共同の社會生活の營みの場所の中で考へられたのである。最後にまた、人間が同型的な個人と考へられずに、情意の趣きをそれぞれ異にするところの個別者とみなされることである。

第二。人間が過去にかかづらうことのヨリ多く、集團の成員であることを本性とするものと考へられることか

ら、社會に對する考え方にも自然主義とはことなるものが生じてくる。第一に社會は、自然主義におけるように個人の後にあるのではなく、個人の前に既にある。それは人間をはぐくみ個人として異立つことをゆるす母胎に他ならない。とともにまた個人が結局そこへと還りつくべきふるさとでもある。個人はその社會から出てその社會にかえつてゆくのである。社會は個人に先行する全體である。第二に、社會が個人以前にあると云はれる「以前」は、論理的と同時に歴史的な意味をもつてゐる。社會の本質が過去のな在り方においてみられようとする。傳統がそこでは重んぜられる。これらの相違は、歴史主義においては社會が機械論的ではなく有機體的にとらえられるということを、容易に了解せしめるであらう。

この社會觀の特色はまた次の結果を呼びおこす。それは社會が個人以前の全體と考えられることによつて、社會の全體的秩序の創造または維持にかかわる政治が、社會生活の内、ある文化價値の實現をめざして協同するところの目的連關から生ずべきいわゆる文化體系よりも、一層人間生活にとつて本來的なものとして考えられるに至るのである。經濟とか文化に對する政治の優位といわれてゐる立場は、歴史主義に必然的に附隨するものである。之に反して、自然主義においては社會が個人の後で考えられるやうに、社會の全體的秩序をつかさどる政治は、個人がいとなみかかわるところの各種の文化體系の後から、それらを調整すべきものと考えられる。つまり經濟とか文化とかはそこで政治に優先するのである。ところが歴史主義では政治は個人の母胎の全體的秩序づけであり、文化體系が育まれる場所ないし基盤の全體性にかかわりをもつてゐる。そうしてその場所ないし基盤こそ、歴史主義のいう社會の内、最も本來的なものであるのだが、それが民族であるとせられたことはいうまでもないであらう。

第三。歴史についても次のようなちがつた考え方が採用せられるであろう。まず歴史的な現象が個性的なものであり、歴史的存在が個性をもつということは明らかであるが、この歴史的個體の認識については、次のように主張される。自然主義では自然秩序の構成契機として個體が考えられるのであるが、その個體とは普遍的、没個體的存在であるその秩序の實現をばみづからの使命とする者として考えられるか——その場合には個體の原理は普遍的存在であつて、個體はその原理の偶然的な擔當者ないし遂行者にすぎない——それともその秩序の實現をばはばもつとする者が個體として考えられるか——その場合にも個體の原理は不自然な、その意味で惡の原理であつて個體は普遍者の否定的な偶有者にすぎない——のいづれかでしかなくなつてしまふ。いづれにしても、個別者は普通の個別化の尖端でしかなくなり、結局普遍的原理の中に埋没してしまふだけのものとなるのである。歴史的個體のこの運命は自然主義の立場に立つ時には當然免れることはできない。このような考え方に對して、歴史主義は歴史的個體というものは生き生きとした現實の中に現れては消えつつ、獨自の價值と姿とをのこしてゆくと、この個體そのものから扱えられねばならぬ、と主張するのである。個體の原理はそれ自身の内に宿つており、歴史はこの原理をその余幅的な意義において明らかにするものでなくてはならぬ。歴史における普遍とはこの個體の原理の内からみいだされるものに他ならない。場所と時間において有限な個體の行動の交錯からのみつかみだされるのであるから、歴史の普遍的原理は、自然主義のいうように、一義的に決定されたものとはいうことができないのであつて、それ自身が歴史的個體のはたらきによつて改變される可能性をつねに藏しているといわなくてはならない。

このやうに歴史的存在の意義が考えられてくると、存在の歴史性の意義、歴史そのものの意義もまた當然にか

わつてこなくてはならない。自然主義は、既に語つたように、歴史に無關係な秩序を構想してその後で歴史的なものの中に降り立つて後者と對決するところに、歴史そのものの意義をみいだしたのである。之に反して、歴史主義は歴史の中から歴史をよらえようとするのである。個性的なものから同じように個性的な現象の交錯に他ならない歴史そのものを認識しようとするのである。無歴史的な秩序を基準にして歴史的變化の意義を考えようとしても、それは結局歴史を外部から眺めて考えてゐるのであつて、歴史のただ中に生きてはたらく個體によつてつくられる歴史的生起の流れは認識さるべくもない。せいぜいのところ、歴史的認識に乗り出す主體に宿る主觀的憶測をば客觀的な歴史的生起の流れに投射し、それを歴史そのものと誤認するか、その投射圖に一致しない具體的な歴史的生起の波亂萬丈の前に立つて、道德的なため息をついたり歴史を叱咤したりするだけであつて、歴史そのものの意義は遂に掌中に入らないのである。歴史の意義はむしろ、ある時ある所に生きてゐる歴史的な主體が自身の有限性を自覺しながら、また自身の生活實踐の内にひそみこみながら、同じく個性的な歴史的個性のなかに沈潜しようとするところに開かれるであろう。歴史の意義は、歴史の上からではなく歴史の奥底からのみつかみだすことができるのである。

自然主義は歴史の意義を「進歩」にみた。これは學問という一つの文化體系においての歴史的事態をば歴史一般に擴大して——之は自然主義にふさわしい考え方である——結論したものとして、きわめて有力な歴史觀であることは疑うことはできない。眞理の地平は止むことなく展開するものであり、人間が知性によつて向上するものであるだけに、その進歩はやがて歴史一般にも同様の事態をもたらすべしと信ぜられるからである。しかしながら眞の歴史は知性の歴史からのみ成るものではない。人間の情意のはたらきが人間の行動にとつて重要な、多く

の場合ヨリ決定的な契機であるとするならば、人間の行動の交錯から生起する歴史を見るためには、知的進歩のみから歴史一般を推論することは抽象的たるをまぬがれないであろう。そのためには、行動が人間の全體性から考察されるべきであるように、人間のいとなみの全分野について考えなくてはならないであろう。ここにいう人間のいとなみの全分野とは、上述した歴史主義の社會觀から直ちに理解されるように、民族という「場所」において集中的に現れているものであるが、進歩というものはその民族生活の全體との關係においてはじめて歴史一般について語りうるのである。そうしてその時、歴史は進歩であると必ずしも一義的に斷言することはできないであろう。學問について直線的な進歩が語られうるとしても、民族生活の全體はその進歩の線を場所的な、空間的な圓環的な形にかえるものである。場合によつては空間の全體にも同様の進歩が認められようけれども、そうではなくして、逆に場所自體の無秩序と頽廢とを生むことになることもありうるのである。そうしてこの場所の全體性における知的文化の進歩の在り様を實證的に個性的なものとして認識することこそが歴史的認識の使命なのである。歴史は直線的進歩が常に圓環的にある形をととのえる正にその過程をとらえ、その圓環的な形相互の間にいかなる關係が生ずるかといふことを明かにしなければならぬ。その時、歴史には進歩というよりも一層適切に螺旋状をえがく「發展」と云ふ意義が認められることになるであろう。このやうに歴史主義は考え、しかも自然主義に對立するという歴史的使命は、歴史における空間的な場所の限定の方にヨリ大きな注目をさせ、民族の恒常性を強調させたのであつた。

このようにみてくると、歴史主義的な考え方が大よそ理解されるであらう。自然主義が個人を原本的なものと考え、機械論的に社會を構成し、歴史をつねに未來との關係において進歩としてとらえようとするに對し、歴史

主義は歴史的現實の中にあつて活動する歴史的な人間とその環境の全體性から、人間を社會と歴史をば把握しようとするのである。歴史的現實に對する認識の立場として、それは一層具體的であることは承認される必要がある、と思はれる。しかしながら、その歴史的使命はこの一層具體的な立場に、本質的な傾向を與えたのであつて、個人主義に對しては全體主義、機械論に對しては有機體説、直線的な動性に對しては圓環的な同一性、作用的な考え方に對しては場所的な考え方に傾いたのである。(歴史主義の起源をさらにさかのほれば、それは近世初頭に求められねばならない。文藝復興における民族國家發生のきざしとともにそれは發生したものだからである。マキャヴエリにはじまるといわれる「國家理由」の理論の傳統がそれであるが、その場合にも、それは中世の國家を一貫してゐた自然法的な考え方に對する反逆として現れたのである。そうしてこの理論が絶對國家體制の理論的支柱であつたのであるが、われわれが上に概説した自然主義とは國家理由の理論に對する自然法の新しい反撃が、ブルジョアジイに擔われて起つたものに他ならない。しかるにその後において復もや自然法は歴史主義的な考え方から克服されようとするのである。このような意味において、思想史には上の二つの考え方の反覆交代がみられるといつてもよいであろう。だがここには絶對主義以前の問題には全然觸れられていず、またこの思想史上の變遷そのものはここでの問題ではない。)

しかもこの傾向は、空間的な原理がそこに入りこむことによつて、一層複雑で目立つた姿を取つた。自然主義から歴史主義への轉換は、十八世紀から十九世紀にかけてどの民族においてもひとしく現れてゐるものであるけれども、民族的な對立とからみ合つて生じたものであるからである。自然主義はイギリスやフランスの先進的な西ヨーロッパにおいて華々しく榮えたのであるに對して、歴史主義は後進的な民族なかんづくドイツにおいて生

長場所をもつたのである。市民社會の發達がおくれ、従つて社會科學の個々の領域においては西ヨーロッパのエピゴオネンたるの地位に甘んじなくてはならなかつたドイツにおいて、歴史主義と云ふ自然主義の對立的思想が生まれたということは、注目にあたひである。そうしてドイツにおいて歴史主義をばぐんだ擔當者は自然主義と同じくブルジョアジイであつたのであるが、わたくしはそこに思想上のドイツの貢獻をみないわけにはゆかないのである。

しからば何ゆえにこの主張は成立つのであろうか。いま上に述べられた限りでの兩つの考え方を對照しただけでも、人間や社會や歴史について、その何れもが眞理の一面をとらえていて、眞相の全幅的な姿はそれらの一方によつてはつかみ出されえないものであることが、認識されるであらう。また兩つの考え方は互いに矛盾するものであることも容易に感得されるであらう。したがつて一層具體的な考え方はこの二つを合わせ含むやうな第三の考え方でなくてはならないということもほぼ想到されるところであるにちがひない。この第三の考え方として現れるべきものが辯證法的なそれであることは明らかである。そうして辯證法的な考え方の最初の形がヘーゲルによつて創造されたという事實はそもそも何を物語つてゐるであらうか。辯證法は自然主義の連續的發展の上になつたものではありえない。それは歴史主義の考え方の一つの極端なあり方としてのドイツ・ロオマン主義によつて媒介されてはじめて生れることができた。ヘーゲルはその何よりの證左である。だからわれわれは、ヘーゲル以後の歴史主義のたどつた道が辯證法からの落伍であり、ドイツブルジョアジイの理論的武器として自然主義やマルクシズムに對してはかない闘争を行なつただけのものであつたことに對して、鋭い警戒を怠るべきでないに拘らず、歴史主義は辯證法的な考え方を獲得するためには自然主義よりは可能的には、一層豊富な内容をそ

なえた、またはそれを期待しうる考え方であるといわざるをえないのである。わたくしが歴史主義についての研究を發表しようとするのは、おおよそこのような豫想的な解釋からであるに他ならない。

(問題の展開が不精密で論じて足りないところが非常に多い。しかしここでは問題の解説だけが意圖されているのである。)

おびただしく多い資料の解説書という結果におわつてゐるもの、ドイツ經濟學史に先鞭をつけた功績をになう「ドイツ經濟學史」において、ウィルヘルム・ロツシャアは、ユズツス・メエゼル [Jusius Moser (1730—1794)] を「歴史法學派の父祖」であるとともに「十八世紀のドイツ最大の國民經濟學者」でもあつた、と書き、メエゼルの歴史的意義として、第一、國民生活の高尙なことにも日常的なことにもひとしく關心と理解とをもつていたこと——ロツシャアによると、之なしには立派な經濟學者となれないのである——第二、民衆のあたたかい友であり深い理解者であつたこと、第三、歴史的方法の最大の巨匠であつたこと、これらの三點が擧げられる、と論じてゐる。(W. Roscher, Geschichte der National-Oekonomie in Deutschland, 2. Aufl. 1934, S. 500 ff.)。ロツシャア以後、歴史學派の經濟學者はこの人について若干かえりみることを慣わしとしてゐるようであつて、近くはザリインにおいても「歴史的經濟學派の眞の父祖」と呼ばれている(ザリイン・高島善哉教授譯『經濟學史の基礎理論』二五七頁)。

しかしメエゼルの後世の評價は、法律學や經濟學においてだけ行われただけではなない。政治學、教育學、文學、なかなづく歴史學において、極めて注目すべき人物として取扱われてゐる。また誰よりもゲエテが「市民の本質に關する最も誠實な知識」のゆえに賞讃し、フランクリンに比すべき人物として尊敬をおしまなかつたのも、この人

であつたのである。²⁾ わが國においてはしかし、メエゼルに關する研究はまだ多くみられないようであり、經濟學の分野においてもまだ殆どあらわれていないといつてよいようである。³⁾ きわめて不十分ではあるけれども、以下においてわたくしの調べた結果をかきつけようと思う。

ユスツス・メエゼルとはどこでどんな生活をし、どのような書きものを遺した人であつたか。⁴⁾

ユスツス・メエゼルが一生を貫いて仕事をしたのは、ドイツの北西部、ウエストフリアの一都市、オスナブリック *Osnaabrück* であつた。あれわれはこの町を中心とする一地方のドイツにおける特殊性から語りはじめねばならぬ。この地方は北方に開けた丘陵地であつて、カアル大帝の頃からの一法皇領としての存在をたもちつづけていた。社會は嚴密な身分的編成に組織されていたことは勿論である。領主権は僧正が掌握し、僧正は本山役員會議 *Domkapitel* の選舉するところであつた。その下に農村すまいの貴族と農民と中心都市オスナブリックの市民とが従つていたわけである。ドイツの當時の農業がエルベ河東の *Gutsenschaft* と西部ドインの *Grundbesitzschaft* とに大別されることは周知の事實であるが、經濟史家の研究によると、ハンノオヴァアの *Grundbesitzschaft* には獨特の性格があつたとされている。いまその大要をしるすと、次の様にならう。地主は世襲的に隷屬してゐる農民に土地を耕作させてゐる農業經營者ではなく、地代手得者であり、直接生産者が地主に小作料を支拂うのみでなく、國家の租税をも負擔したのである。それで國家は國費の収入源として農民の生活を保護せねばならぬ。いさか農民の生活は安全で比較的樂であつたといえる。農地の分割を防ぐために長子相続が定められていて、相続權が確立されてゐた。従つて農民は、人格的には自由であつて農地を個人財産として所有してゐるも

のも少なければ、農奴として耕作に従事しているものも稀であるという特殊の條件が生じていたのである。オスナブリュックもこのハンノウツアの農村の状況とほぼ等しかったが、ただ農奴が比較的には多かつたということである。要するに、貴族の身分的要求が領主の力によつて弱められて、農村には多分に古代ドイツの共同體の遺制をのこしていたと云えるのである。この法皇領の經濟的繁榮期はハンザ同盟が活躍した中世末期であり、リンネル貿易によつて都市は發達したけれど、そのうち急激に發展性を失い、われわれが問題としてゐる當時は、全體としては貧しい中世さながらの、しかし人口の多い農業國(面積四十五平方マイル、人口二十萬)であつたのである。

三十年戦争はこの國の政治組織に根本的な變分をもたらした。この戦にオスナブリュックはスウェーデン軍や英佛軍に占領され、終戦とともに關係國の係争の地となつたが、結局永久降服條約 *Cognitatio Perpetua* が締結されて、傳統的な秩序と合理的な要求との妥協が成立したのである。今や舊教の僧正とブラシニューイク||リュウネベルグ家出身の新教の僧正との終身交代制の政治が實現し、宗教的寛客が認められ、都市の特權は保證せられ、封建的地主の權限は制限せられ、官僚が身分制から獨立して統治の實權を握ることになつた。千七百六十一年に舊教の僧正が他界して後、新統治者の選舉が行はれぬままに、實際的にはイギリスのデョウジ三世が政治をとり、王は二名のハンノウツアの顧問官に政治を委任したが、三年の後デョウジ三世の年少の皇子が僧正にえらばれた時から、領主權は完全にイギリスの手に歸することになつたのである。

こんな風にオスナブリュックには、固有の封建的な經濟體制の中へ官僚的な支配がわり込んで來て、獨特の體制が現れた。政治的の實權を握つたのは封建的な勢力そのものではなく、また近代的な經濟の地盤の上に立つブルジョアジイでもなく、知的教養を積んで辯護士や官吏を志ざしたそれらの中間層、インテリゲンツにおける素

封家であつた。彼等はブルジョア的な國家イギリスの委任の下に政治を行なつたから、それだけ強力であつたといえよう。そうしてこの特異な體制は、プロイセンにもバアデンにも見られない、第三の類型に屬していたといわなくてはならないだろう。⁵⁾

ユスツス・メエゼルは正にこの中間層から現れた。メエゼル家は五代前から既に辯護士および官吏として教養をつみ、祖父の時代からオスナブリュック市に定住、父は市長の娘と結婚して辯護士を業とし上級官吏としてまた教會參事員(新教)として多方面な活躍をした人であつた。この家庭に人となつたメエゼルのまことに幸運にめぐまれた人という他はあるまい。少年時代に母親からフランス語の教育を受けて、フランスの啓蒙思想が先ず彼の心を培つた。父は法律學の研究のために彼をイニエオとゲッティンゲンの大學に送つたが、彼の關心は法律學にはなく(それはその時すでに貴族の祕書の地位が約束されていたので、特に研究する必要がなかつたからでもある)、専ら文學にあつた。マリヴォオ Marivaux、サン・エヴルモン St. Evremont、ヴォルテールなどは「ドイツ文學協會」に入會した彼の最も愛好した人たちであつて、その他ドイツの通俗的啓蒙哲學者が彼の勉強の伴侶であり、つまりフランスの啓蒙思想の子として彼は育つたのである。學位を得て千七百四十三年(當時二十三歳)に歸郷、直ちに豫定された祕書の職に就き、三年ののち官途にのぼり、かくして彼の社會生活が極めて順調に開かれてゆく。メエゼルは先きに記したゲーテの批評からも察せられる通り、健康で均整の取れた體格をもち、着實な判斷お他人に影響されずに下してゆく圓滿で多面的な知性とたゆまぬ努力をつづける粘りづよい意志をもち、するどい直感力で人をおどろかす堪の良さに恵まれた人であつて、一見きわめて平凡でありながら内に良識と精力とを横溢させ快活で勤勉でユウモアに富んでゐた。そのような彼がフランスの啓蒙思想の洗禮を受けたといつても、そこ

に何かの變容があつたはずだと當然に期待されようが、事實シャフツペリイに親しむとともに、人間の衝動や情熱に對して積極的な評價を下すようになつたといわれている。⁶⁾従つて彼は堅實で地についた bodensindige 性格をもち、體驗によつて圓滿な實踐的知慧を獲得し、それにもとづいて徹頭徹底實際家らしい行動をする性格のもち主であつた。そうしてこの性格は老年になればなるほど圓熟したいつた。たとえば晩年における次のことは最もよく之を示しているであらう。

「カント教授が理論の名譽を救うために述べられたことに對しては、たしかに何も抗議できない。けれども、經驗家というものは、原理から具體的な場合に達する道が裝備をこらした目をもたぬとわからなくなるというほどに原理を高いところに祭り上げたり、自分自身の視野を見わたしてしまつてもいなくうちに早速世界地圖を描こうとしたりするような理論家たちほどに、理論そのものを尊敬しはしないものだ、と私は思つてゐる。」(『理論と實際について』(一七九三年) S. 226)

このように理論の抽象性に對しては批判的であるメニゼルは「餘り高遠な前提からよりも實際の事情からの方がしばしば一層正しい推論が下される」といふことを「歴史的眞理」として掲げてゐる。(同じ論文、S. 227) 啓蒙思想に育ちながらそれにあき足らないでその束縛から逃れようとした人として、わたくしは先ず彼を特徴づけておくべきであらう。

さて私はメニゼルの社會的な活動と文筆的な勞作とについてあらましを語らう。千七百十六年に貴族の祕書と辯護士とを兼ねてゐたが、その翌年政府の官吏 Advocatus Publicus として専ら財務行政を司どり、五十六年には顧問辯護士 Syndicus を拜命、さらに六年後には本山役員會議より裁判所顧問官に任命されて司法行政にもたずさわつた。七年戦争の後、全權委員としてロンドンに赴き八ヶ月滞在した。この體驗はメニゼルに深い祖國愛を

よび起すとともにイギリスの社會に大きい羨望をいだかしたといわれてゐる。⁷⁾ イギリスの若い王子が僧正に選ばれて以來は、彼は三人の最高顧問の最も高位にある者として、そうして千七百八十三年からは實際上最高の行政官および司法官として、死ぬまでオスナブリックの統治に當つていた。他方、彼の文筆上の活動も社會生活とともににはじめられたのであつて、千七百四十六年以來ずつと週刊新聞を出版しみづから論説を書いて大衆を指導し、ついでそれらを著書として公けにした。最も有名なものは千七百六十六年以來の『オスナブリック新聞』*Osnabrückische Intelligenzblätter* であつて、そこに載せられた夥しい數の論説が後に『愛國的幻想』*Patriotische Phantasien* といふ表題をもつ主著となつた。⁸⁾ また故郷の歴史『オスナブリックの歴史』を編んだほか、數種の著述をのこしてゐるのである。⁹⁾

メエゼルがフランスの啓蒙文學者から多くの文體上の影響を受けたことは事實であるが、後に漸く純粹のドイツ語のみを驅使した独自の闊達な文體を創造し、近代ドイツ語をつくつた人としても彼は有名である。彼の著述は『オスナブリックの歴史』のほかは悉く新聞紙上に掲載され、具體的な時事問題にことよせた、比較的短文から成つてゐるから、——彼のチャアナリストの才能にはW・白・リイルもグスタフ・フライタクも遠く及ばなかつたといわれそ (S. xxvii) ——それらは日常生活に關係をもつ風俗、習慣から政治、道德、宗教などにおよぶ多角的な論題を取扱い、斷片的で非體系的である。その意味からも彼の思想の統一的な理解は困難である。しかしそれに憶せず、以下その社會科學的分析に従おうと思う。

【註1】 Fueter, Geschichte der neueren Historiographie ; R. Ritter, Die Entwicklung der Geschichtswissenschaft ; Dülhey, Das 18. Jahrhundert und die geschichtliche Welt (Ges. Sch. Bd. ■); Meinecke, Die Entstehung des Historismus. 4

原専祿教授「獨逸近代歴史學研究」などを見られよ。メエゼルの精神史的意義をはじめて明かにしたのは上記のデイルタ
イの論文であつた。

【註二】「ゲエテは『詩と眞實』第十三章の末尾でいう。「……彼(メエゼル)——引用者——の眞面目な、また時には諧謔的な觀察が對象とされたものを擧げれば、道徳、習慣、衣服、飲食、家庭生活、教育の變革がある。彼の取扱つてゐる問題を、もし論じ盡そうとすれば、吾々は、市民的世界並に道徳的世界に起る一切の事象を項目に分類しなければならぬであらう。それにして、彼のこの取扱いは驚嘆に價する。……時には、半ばかの假面に隠れ、また時には自分自身の言葉として語り常に説き盡して剩すところがなく、同時に常に快活で、また多少皮肉を交え、あくまで手堅く、眞率で、親切であり、屢々また無遠慮に激越なこともあるが、またこれら一切がよく調節されているので、讀者は同時に、筆者の精神、知性、輕妙、老練、趣味、性格等に就いて驚嘆せずにはいられないのである。公益的な題目の選擇、深い洞察、因われざる概観、巧妙な取扱、深刻と同時に快活な諧謔等に關しては、私はフランクリン以外に彼と比すべき人を知らぬ。」(岩波文庫譯による)

【註三】私法學史的な研究としては、わが國に戒能通孝教授の「入會の研究」(昭和十八年)がある。

【註四】メエゼルの全集では Mosers Samliche Werke, hrg. von B. R. Abeken Teil I—10, Berlin 1842—1843 があるが、私は見ることができない。私が據つてゐるのは Justus Moser, Gesellschaft und Staat. Eine Auswahl aus seinen Schriften, hrg. u. eingeleit. von K. Brandt, „Der deutsche Staatsgedanke“, Erste Reihe, M. München 1921 である。以下の引用は皆つて、ブラビア数字だけを示してゐるのは、この書物の本文の、ローマ数字だけを示してゐるのはこの書物に附せられたフランス風の序文の頁數である。メエゼルに關するギンツマンの中で手に取るべきものをまとめたのは、U. Brünauer, Justus Moser (Problem der Staats- und Kultursologie, hrg. von Alfred Weber, Bd. 7), Heidelberg 1933; H. Zimmermann, Staat, Recht u. Wirtschaft bei Justus Moser. (List-Studien Hr. 5) Jena 1933. u. P. Klassen, Justus Moser (Studine zur Geschichte des Staats- und Nationalgedankens, hrg. von A. Bergsträsser, Bd. I.), Frankfurt am M. 1936. である。

【註五】私人以上にこの書物は Brünauer の「徳意志の言語 Brenlano, Justus Moser, der Vater der neuesten preussischen Agrar-reform (in Erbrechtspolitik)」に於いた。

【註六】ここに彼のことばを一つ引こう。「傾向性と悟性とは創造者の二つの天賦である。それらはともに勿論正しくまた善

いものでありうる。それらの使ひ方によつて善くもなり悪くもなるのだ」(Hans Baron, Justus Users Individualitätsprinzip in seiner geistesgeschichtlichen Bedeutung, Historische Zeitschrift Bd. 130, 1924, S. 56 の引用による) また千七百五十年に彼は『ケルテン・ルタアの性格と彼の宗教改革に關する一試論を含むヨオルテル氏の手紙』(Lettre à M. de Voltaire contenant un Essai sur la caractere du Dr. Martin Luther et sa Réformation et Yoオルテルの文體を兼ねて書してゐるが、その本來的意圖にもかかわらず、そこには對立した二つの魂の闘争がみられる、) という。それは一方では啓蒙思想に従つてルタアに對して異議をとなえたいという熱心な態度であり、他方ではルタアの言葉と全人格とに信頼を寄せる感情である。そして結局ルタアが強く辯護されてゐるのである。(S. M, X) なお彼がオスマナブリニツクにゆかりのある祖國の英雄アルミニウスに關する悲劇をその前の年に創作して、タキツスに注目してゐることをいひ添えておこう。

【註七】メネゼルのイギリスに對する印象は次のことによつて明かに知られる。「ここではどんなにつまらぬ人も一般的に幸福をば自分の個人的な用件としてゐる。諷刺、喜劇、道德のすべては、そなた説教もまたしばしば、國事と最も正確に結びつてゐる。そうしてこの高尚な關心といふものが、人間の諸力を緊張させて、冷たい血をもつて讀むべき動機だけから由來する目的よりもより高い目的を遂げさせるものだ。」(ドイツの週刊雜誌に對する新しき目標)【一七七五】S. 181.)
メネゼルはロンドン滞在中しばしば芝居を見、ロンドンを「ヨオロッパの主都」と叫んだ。(「グライイン宛ての手紙」【一七六三】S. 19)

【註八】『愛國的幻想』は第一部、第二部は千七百七十三年、第三部は七十八年、第四部は八十六年に彼の娘によつて編さんされて出版された。

【註九】『オスマナブリニツクの歴史』Osnabrückische Geschichte は第一部が千七百六十八年、第二部が八十年に、その後の部分は遺稿として公刊された。その他『現代風俗誌』Versuch einer Gemälde von der Sitten unserer Zeit (1749)、『ハムリン』Harlekin oder Verteidigung des Groteske-Komischen (1761)、『反カントニヤ』Anti-Candide (1762)、『メネゼルの言語と文學』Ueber die deutsche Sprache und Literatur (1781) など著書がある。そうしてこの最後の著述はソリイドリヒ大王の『メネゼルとメネゼル』De la littérature allemande (1780) に對する最も良い解答であつたと云はれてゐる。

二

わたくしは、メエゼルの政治的實踐的な立場と課題とがいかなるものであつたかを明かにすることから、分析をはじめ。そうしてそのために彼自身から離れて、當時のドイツの社會思想の概観を述べ、彼がその中でどの傾向に組み入れられるか、という點について、望遠レンズを指し向けよう。十八世紀後半のドイツの社會が封建的な社會體制の上に、東にはプロイセンの絶對主義の軍事的勃興があり、フランスに境を接したライン河流域には重農主義政策を實踐しようとしたパアデンのやうな準近代的な地方もあり、イギリスと接觸してゐたハンノウヴァアがあつたりして、極めて複雑な社會であつたことはいふまでもないが、實踐的に無力なブルジョアジイが自由な現實生活から思想の翼に乗つて觀念的な飛躍を行い、啓蒙思想に魂の故郷を見いだしてゐたこととも詳しく述べるまでもないであろう。しかし啓蒙思想の洗禮は一樣な影響を與えてゐたわけではなく、その種別はフランス革命の勃發ことに恐怖政治の開始とともに、革命に對する種々な反應の仕方として現れたのであつた。この反應の仕方によつて、われわれはドイツの小市民の社會思想を分類することができ、それによつて更にひろがえつて、革命以前の思想家の分類をも行なうことができるわけであろう。さてフランス革命に對するドイツ思想界の態度を次の四つに分類することがゆるされよう。第一は革命を啓蒙思想の社會的實現の時期とみ、革命のソロオガンの實現を要望した人たち、すなわち理想主義的哲學者（カントやフィヒテ）の一群であり、その人たちを自由主義者と名づけることができる。第二はウィルヘルム・フムボルトやデニテやシラア等の古典主義者であつて國家の文化に對する無干渉を主張し、個人が政治に對して無關心を示めずことを以て誇りとした人たちである。

第三はハンノオヴァアの保守主義者と呼ばれてよい人たちであつて、シュレエツェル Schützler レヘベルヒ Renberg、ブランデス Brandes シュピットラー Spittler などが之に屬してゐる。最後に第四の立場の人として、われわれは独自の國家論と歴史觀とを以て革命に反對し、結局メツテルニヒの反動的權力の下に馳せ參じたロオマン主義者が擧げられる。

メエゼルはこれらの立場の何れに屬したかといへば、恐らく既に推察されるように、第三のハンノオヴァアの保守主義者である。レヘベルヒがメエゼルにつかえた官僚であつたといへば、ひとは直ちにメエゼンをば反動の巨頭と速断するかも知れない。しかしハンノオヴァアの保守主義者には二つの流れがあつたのであつて、一つはシュレエツェルのやうに進歩主義的な考えを有つた一派とレヘベルヒやブランデスのような純然たる反動とは區別する必要があるであらう。しかも注目すべきことは、メエゼルはその何れの流れにおいても先驅者と考へられることである。保守と反動との論理的區別は極めて微妙であつて直ちに混同とゆるさないのであるが、とりあえずわれわれはこの二つの傾向を生んだ思想の所有者として彼をおおよそ評價しておくことができる。しかしそれは詳しくはいかなる意味においてであるのか、と更に問はなければならぬ。そのためにわたくしは、望遠レンズを投じてメエゼル自身に顯微鏡をあててみよう。

われわれはメエゼルその人が、七年戦争の慘禍をのぞいては、故郷の最高の政治家となるまでに幸福できわめて平穩な一生を送つた時に、どのような政治的實踐的課題をもつてゐたか、を知る必要がある。七年戦争が彼に政治的な關心と祖國愛とを喚び起こしたことは先に述べたが、それらはどんな方向にむけられたのであつたか。先づ第一に對外的には、東のプロイセンの絶對主義と西のフランスの絶對主義とから祖國を防衛する必要が

あつた。第二に對内的にはハンザ同盟以後沈頹の一途にむかつてゐた祖國の社會體制の内部にわだかまる諸身分間の利害を調停して、祖國の氣風を一新することが必要であつた。そしてこの第一の必要は、第二の課題にこたへる時にはじめてみたされるのである。祖國において勝れて勢力を有つてゐた官僚として、彼はこの連關し合う二重の實踐的課題を受け取つたのである。ところで祖國の各身分の利害の衝突をば調停するという課題は、プロイセンやフランスの絶對主義が掲げてゐた啓蒙思想との對決ということと密接に結びついてゐたのであり、その意味で二つの課題は實は一つであつたといえる。彼は啓蒙的絶對主義の内に、「主人が一切でその他の者はみな貧民である」專制政治を觀破した。(98) しかし同時にフランスの絶對主義の治下から出てそれを覆えそうとする市民革命の思想にも飽き足らなかつた。晩年のメエゼルはフランスが革命政府の下に新憲法を採擇した時、ブルジョアジイが人權を掲げて憲法を變更しようというのは「この上もなく明瞭な横領」であると言つて反對したほどである。しからはオスナブリュックの將來はいかにあるべきかといえは、メエゼルはイギリスの様に、と願うのである。彼がイギリスにおもむいてその都市の繁榮と市民の政治的關心の旺盛なものと文化の華かさにと驚嘆したことは先きに一言したけれども、それをモデルにすることが彼の目標であつた。しかしいかにしてこの目標は達せらるべきであつたか。第一には故郷の人たちにオスナブリュックの特殊性を理解させることであり、第二には當時の身分的體制の社會が古い傳統に根ざしたもので、各身分ともそれぞれの社會的な職分と名譽とをわかつてあることであることをわきまませ、そうして各身分において利己的感情にすてて公共精神を喚起することであり、第三には同じく傳統的に政治にたづさわつてゐたオスナブリュックの官吏をして各身分の利益を調和させることなどがすなわち之であつた。「實直な、愛され、尊敬される役人を多くもつ國家は幸福である。役人

をおくためには國家は貨幣を蓄えることを辭さないし、名譽を以つてむくいるのである。その貨幣は少數の人人が大部分調達せねばならないのであるが、名譽は納稅義務者に負擔をかけるはしない」というのが、彼の理想的な國家である。(「身分全體に向かつてあてこすつてゐるのではない」〔二七七六〕の註)「メエゼルの政治的意欲がイギリスをモデルとした、しかし故郷の特殊性を十分に生かしつつ身分制を徹廢することなしにそれらの間に調和があるような官僚國家の建設にあつたことは、かくて明かであろう。またその國家が絶對主義——啓蒙的專制主義の國家ではありえなかつたことは、再び注意しておいてもよいであろう。絶對主義に對する反感は、「愛國的幻想」の第二版の序文のつぎのことばの中にほとばしりてゐる。可く——

「ある國が權力と秩序とを以つて支配されるだけでは、私には十分と思えない。むしろ、支配といふこの大目的は、權力が布かれ秩序がもたらされる相手方の全部のできるだけ多くの満足をともなつて達せられるものでもなければならぬ。一般的に満足を犧牲にして維持されねばならないような國家は、どんなに勢力がありどんなに恐ろしくとも、私にとつては、神のまた自然の秩序に従つてゐる國家ではなかつたのである。」(S. 22)

しかし啓蒙的絶對主義に反對したといつても、現實から遊離したところからそれに對したのではない。この意味はメエゼルをルソウと比べてみるとよくわかるであろう。ルソウもまた啓蒙からの脱出をはかつた天才であつた。しかし彼は性格を分裂させ故郷に容れられずして、結局人嫌ひになり異郷に亡命生活をかこつた。反對にメエゼルはルソウに多く影響されたものの常識圓滿な性格を以つて故郷に親しみ人に愛せられて、平靜な一生を通じて、革命ではなく現存の社會體制の有機的な調和を圖るべく活躍することができたのである。しかるに、メエゼルのこのような保守主義的な目標はいかにして掲げられたのであつたか。わたくしは彼の人間學、國家論、經濟論、歴史論のおののについてやや詳しく語らなくてはならない。(「次號完結」)

【註一】 Cf. G. P. Gooch, *Germany and the French Revolution, 1930*. (chap. ■, Reinhold A. ris, *History of German Political Thought 1789—1815*, 1936.

【註二】 「國家の基礎づけに役立ちうる限りにおいての人權について」(一七九〇)および「國民はいつまたいかにして憲法を變えることができるか」(一七九一) (S. 230—236)を參照。